

中学校給食実施事業の進捗状況と今後の方向性について

成長期の子どもたちにとって、健全な食生活は健康な心身を育むためには欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすことは明らかです。また、子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何より食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう「食育」を推進することが重要な課題となっています。

このような中、平成17（2005）年7月、国民の食育推進に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため「食育基本法」が施行され、平成18（2006）年3月、同法に基づいて定めた「食育推進基本計画」においては、学校による食育推進の取り組みとして、指導体制の充実と学校給食の充実を掲げています。

平成21（2009）年4月には「学校給食法」が改正され、学校給食は単なる栄養補給のための食事という意味にとどまらず、学校教育の一環であると明確に位置付けられ、学校給食実施者は、学校給食を活用した食育の推進と栄養管理の徹底を求められています。

本市では市立中学校における給食の実施に向け、実施の方式や給食の提供方法、その他中学校給食のあり方等について調査検討する「茅ヶ崎市中学校給食検討会議」（以下「検討会議」という。）を平成31（2019）年2月に設置し、多くの課題に対し議論を重ねました。

検討会議での結果に基づき、①13市立中学校への給食提供を一斉に開始しやすいこと、②児童生徒からの家庭弁当を望む声への対応が可能であること等の理由から、完全民間委託のデリバリー方式による給食か、家庭からお弁当を持参するかを選択する「選択制デリバリー方式」を本市に適した実施方式とした「茅ヶ崎市立中学校給食の実施方式のあり方」¹を令和2（2020）年3月に策定いたしました。

策定したあり方に基づき、これまで検討を進め、令和5（2023）年度施政方針²において、「モデル事業により学校運営上の課題等の検証に取り組んできた中学校給食については、各中学校の配膳室の整備に着手しつつ、事業者選定に向けた検討を進め、早期実現に向けて取り組みを加速させて」いくこととしています。

このことを踏まえ、4月から教育委員会事務局教育総務部学務課に中学校給食準備担当を新設し、完全民間委託のデリバリー方式による中学校給食の早期実現に向けた取り組みを推進しています。その現段階における進捗状況と今後の方向性について報告します。

¹ https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/037/442/arikata.pdf 参照

² 令和5（2023）年度施政方針全文は次を参照。

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/mayor/shiseihoshin/1051726.html>



1 取り組みの進捗状況

(1) 各中学校の配膳室整備

デリバリー方式による中学校給食の実施に当たっては、各中学校に委託事業者から配送された給食を一時保管し、給食の時間に生徒が受け取りに来る配膳室を整備する必要があります。この配膳室は、運搬や学校のセキュリティ管理上の観点から、校舎1階でできるだけ配送車が寄せられ、生徒数に応じて給食を一時保管する棚（シェルフ）や牛乳保冷庫等を設置するスペースが必要となります。

令和4（2022）年12月に中学校給食施設整備事業費として、36,610千円の歳出を追加する補正予算を編成し、各中学校において給食の配送を受ける配膳室整備に向けた設計業務を開始しました。令和5（2023）年3月に設計を担う事業者と委託契約を締結し、各中学校の配膳室候補地を確認しながら、設計作業を進めています。

配膳室の配置は、配送車の校内経路や配膳・下膳時における生徒の導線を十分に検討し、安全かつ迅速に配膳ができるよう配慮します。

なお、設計業務に係る労務単価の上昇に適切に対応するため、5月16日の市議会臨時会において、補正予算が議決されました。

(2) 生徒等体験試食会の実施

調理等業務の事業者選定に向けた参考としていくため、5月24日から7月5日までの期間で、各中学校2日間の中学校給食体験試食会を開催しています。

県内自治体でデリバリー方式の給食を受託している事業者2社と契約を結び、原則として全ての生徒に対して、給食を提供します。（食物アレルギーや宗教上の理由等による代替食は用意せず、ご家庭からの弁当を持参いただいています。）

各校で実際に配膳・喫食することで、課題を整理するとともに、生徒や保護者等にアンケート調査を行い、献立作成や事業者選定等に反映します。

令和4（2022）年12月に市議会文化教育常任委員会から提言のあった「子どもたちが主体的に生きるための総合的な取り組みについて」に関する政策提言³の趣旨等を踏まえ、特に生徒からは、試食会の経験をもとに、献立や盛り付け、配膳・下膳作業に関して、アイデアを聴取し、中学校給食の本格実施に当たり反映に努めます。

³ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/gikai/1036158/1019733/index.html> 参照



図表1 生徒等体験試食会の予定表

中学校名	生徒数	実施日	中学校名	生徒数	実施日
円蔵	339	5月24日・25日	梅田	354	6月15日・16日
萩園	386	5月29日・30日	中島	286	6月19日・20日
赤羽根	373	6月1日・2日	鶴嶺	691	6月22日・23日
浜須賀	721	6月5日・6日	第一	688	6月26日・27日
鶴が台	423	6月8日・9日	松林	623	6月29日・30日
北陽	440	6月12日・13日	松浪	481	7月4日・5日
西浜	270	6月15日・16日			

図表2 生徒等体験試食会の献立例



【献立名】

- ✓ ごはん
- ✓ 牛乳
- ✓ きのこの赤ワインソースハンバーグ
- ✓ コンソメポテト
- ✓ ツナのペンネ
- ✓ 春キャベツと青菜の磯和え
- ✓ 豆乳コーンスープ

食材			栄養価等			
赤	黄	緑	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	脂質 (g)	塩分 (g)
主に体の組織を作る	主にエネルギーになる	主に体の調子を整える				
牛乳 豚肉 鶏肉 大豆 ベーコン 豆乳 まぐろ水煮フレーク きざみのり	米 砂糖 油 でんぷん じゃがいも オリーブオイル ペンネマカロニ	しめじ 青菜 にんじん もやし たまねぎ ホールコーン クリームコーン	849	35.3	26.6	2.4

(3) 事前予約システムの選定

食物アレルギーや宗教上の理由、家庭からの弁当を希望する方にきめ細やかに対応し、過剰な食数による食品ロスを減らすため、インターネット等を利用した事前予約システムを導入し、食数変動を容易に把握できるようにする必要があります。

デリバリー方式での給食の喫食率を高めるには、保護者が予約しやすく、給食費の支払手続等も簡便なシステムを導入する必要があります。

そのため、システムを提供する事業者からのヒアリングや他自治体の状況の把握等を行い、利用する保護者目線で使いやすい仕様の検討を行っているところです。

(4) 給食調理等委託事業者の選定

これまで給食調理等委託事業者の選定については、民間事業者による調理施設の新設を想定し、既存市有地の活用も含めた建設用地の確保に向けた検討を進めてきました。

しかしながら、適当な用地の確保に時間を要する現状に鑑み、可能な限り早期の中学校給食実施を目指すため、民間事業者が保有する既存の調理施設を活用し、複数事業者へ委託することも視野に、事業者に対するヒアリングを行っています。

ヒアリングでの聞き取りに加え、県内自治体における中学校給食の動向を注視しながら、事業者の本市への参入意向を見定めているところです。併せて、委託の仕様や事業者選定方法についても検討を進めています。

図表3 給食調理等委託における主な業務内容（検討中）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 食材料の発注、受領、検収及び保管・ 市が作成する献立の調理及び弁当容器等への盛り付け・ 弁当容器等の学級単位の仕分け・ 弁当容器等の配送及び回収・ 各中学校の配膳室での荷受け及び受け渡し・ 弁当容器等の洗浄、消毒及び保管・ 残菜及び厨芥の処理 |
|---|

2 今後の方向性

令和5(2023)年度施政方針で示した中学校給食の早期実現に向けて取り組みを加速化させていくため、必要な事務手続き等については、臨機応変かつ機動的に対応していきます。

配膳室整備は、設計が完了した中学校から速やかに整備工事に取り掛かることができるよう今年度中に必要な予算措置等を講じていきます。

給食調理等委託事業者の検討については、項番1の(4)で示したとおり、民間事業者が保有する既存の調理施設を活用し、複数事業者へ委託することも視野に、事業者に対するヒアリングを行っています。ヒアリングの結果等を踏まえ、委託の仕様及び事業者選定手法を決定し、今年度に事業者の選定を行っていきます。

事前予約システムについては、契約してからシステムの稼働まで最短でも5か月の期間を要するため、今年度にシステム事業者の選定を行っていきます。

これらの準備事務を遅滞なく処理することで、13校のうちできるだけ多くの中学校において令和6(2024)年度中の中学校給食の開始を目指します。残りの中学校についても、令和7(2025)年度以降、速やかな開始を目指し、必要な準備事務を継続して処理していきます。

各中学校の具体的な開始時期については、配膳室の設計の進捗等を踏まえ、各学校の給食開始までのスケジュールが具体化してきたところで、速やかに公表することを予定しています。

図表4 今後のスケジュール

準備事務	令和5年度	令和6年度	令和7年度
生徒等体験試食会の実施	■		
配膳室整備	■ 設計	■ 契約準備・工事	
給食調理等委託(第1期)	■ 事業者選考	◇ 事業者調整・給食開始	
給食調理等委託(第2期以降)		■ 事業者選考	◇ 事業者調整・給食開始
事前予約システム	■ 事業者選考	◇ 事業者調整・予約システム稼働開始	

中学校給食実施事業の進捗状況と今後の方向性について
参考資料

1 中学校給食に係るこれまでの経過（平成30年度～）

平成 30(2018)年 12 月	佐藤市長所信表明（抜粋） 「中学校給食の実現を目指します。この課題については、これまで市議会においてもたびたび議論されてきたことは承知しております。財政面を初めとしてさまざまな課題があると認識しておりますが、他市でも行っている親子方式による実施など、こういった手法が考えられるか、早急に議論を始めてまいります。」
平成 31(2019)年 2 月	平成 31 年度施政方針演説（抜粋） 「中学校給食につきましては、完全給食の実施に当たっての課題抽出と課題解決に必要な調査、研究を進め、本市に適した中学校給食のあり方を検討してまいります。平成 31 年度の秋には実施手法を決定し、具体的な準備作業に取り組んでまいります。」
平成 31(2019)年 3 月	庁内部課長を構成員とする茅ヶ崎市中学校給食検討会議を設置。
令和元(2019)年 6 月	令和元年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第3号）において、中学校給食の実施方式の検討に係る調査業務に係る委託料等を計上。
令和元(2019)年 12 月	市議会全員協議会において、「中学校給食の実施方式のあり方（素案）」を審議。
令和 2(2020)年 1 月～2 月	「中学校給食の実施方式のあり方（素案）」に対するパブリックコメントの実施。 意見提出者数 138 人 意見の件数 164 件
令和 2(2020)年 4 月	「中学校給食の実施方式のあり方」を記者発表。 【概要】 市立中学校給食の実現に向けてさまざまな課題について調査検討を行った結果、「提供方法を弁当箱とする選択制デリバリー方式」が本市に適した実施方式のあり方であると整理。
令和 2(2020)年 6 月	市議会全員協議会において「中学校給食の実施方式のあり方」について報告。

<p>令和 3(2021)年 3 月</p>	<p>令和 3 年度施政方針演説（抜粋）</p> <p>「(新型コロナウイルス感染症の影響による) 経済の落ち込みに連動するように、市税をはじめとする歳入が大幅に落ち込むことが想定され、その程度がどのくらいのものになるのか、期間はいつまで続くのか、まだまだ見通しにくい状況であります。このような中、実施計画を財源の裏づけがある計画とするために、策定を 2 年間先送りいたしました。</p> <p>実施計画を策定するまでの令和 3 年度と令和 4 年度の 2 年間は、感染症の動向や影響をはじめとする社会、経済情勢を勘案しながら、事業実施方針を定めて施策を推進してまいります。</p> <p>(…略…) 中学校給食の実施に向けた取組をはじめとして、市長選挙のときに皆様に公約として掲げたものも例外ではなく、事業実施方針に照らして判断してまいります。」</p>
<p>令和 4 (2022)年 3 月</p>	<p>令和 4 年度施政方針演説（抜粋）</p> <p>「本市においても避けられない人口減少、少子高齢化の進行に対しては、世代間バランスの確保に資する事業を進めてまいります。</p> <p>(…略…) 学校現場では 35 人学級制度へ適切に対応するほか、中学校給食の実現に向けた検討を進めてまいります。」</p> <p>令和 4 年度茅ヶ崎市一般会計予算において、デリバリー給食の実施に向けたモデル事業に要する経費を計上。</p>
<p>令和 4 (2022)年 10 月・11 月</p>	<p>中学校給食モデル事業を円蔵中学校、萩園中学校で実施。 (詳細後述)</p>
<p>令和 4(2022)年 12 月</p>	<p>令和 4 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第 11 号）において、各中学校の配膳室整備に向けた設計業務に係る委託料を計上。</p>
<p>令和 5 (2023)年 3 月</p>	<p>令和 5 年度施政方針演説（抜粋）</p> <p>「モデル事業により学校運営上の課題等の検証に取り組んできた中学校給食については、各中学校の配膳室の整備に着手しつつ、事業者選定に向けた検討を進め、早期実現に向けて取り組みを加速させてまいります。」</p>
<p>令和 5(2023)年 4 月</p>	<p>教育委員会事務局教育総務部学務課に中学校給食準備担当を新設。</p>
<p>令和 5(2023)年 5 月～</p>	<p>市内全中学校において、生徒等体験試食会を実施。</p>

2 県内自治体の中学校給食の状況

	中学校数	生徒数	中学校給食の実施方式			備考
			自校方式	センター方式	デリバリー方式	
横浜市	145	77,515			○	
川崎市	52	29,975	○	○		併用
相模原市	35	16,789		○ (●)	○	併用（令和8年度までにセンター方式への移行を検討中）
横須賀市	23	9,007		○		
平塚市	16	6,333		●		令和6年9月実施予定
鎌倉市	9	3,508			○	
藤沢市	19	10,779			○	
小田原市	11	4,290		○		
逗子市	3	1,110			○	
三浦市	3	820		○		
秦野市	9	4,093		○		
厚木市	13	5,678		○		
大和市	9	5,571		○		
伊勢原市	4	2,356			○	
海老名市	6	3,426		(●)	○	令和6年4月センター方式へ移行予定
座間市	6	3,071			○	
南足柄市	3	1,052	○			
綾瀬市	5	2,406		○		
茅ヶ崎市	13	6,213			●	

- ※ 中学校数、生徒数は令和3年度神奈川県学校統計要覧から転載
- ※ 実施方式は、各市の公表情報を基にした令和5年4月現在の状況
- ※ ○…実施中、●…準備中
- ※ 自校方式…学校敷地内の給食調理場で調理した給食を当該校の生徒が喫食する方式
センター方式…給食センターで調理した給食を対象校に配送する方式
デリバリー方式…民間事業者の調理施設で調理した給食を対象校に配送する方式

3 令和4（2022）年度に実施した中学校給食モデル事業報告書¹の概要

(1) 実施概要

ア 対象校及び実施期間

学校名	実施時期	学級数	生徒数	教職員数
円蔵中学校	令和4年10月24日（月）から 10月28日（金）まで	14	345	37
萩園中学校	令和4年11月14日（月）から 11月18日（金）まで	12	412	35

イ 給食の実施内容の概要

- ・学校給食摂取基準に基づき市が作成した献立を、委託先の民間事業者（ハーベスト株式会社）が調理し、弁当箱方式による給食として提供。
- ・主食（ごはん・パン）、おかず（3品程度）、汁物、牛乳による完全給食として実施。ごはん及び汁物については、蓄温材を使用し温かい状態で提供。
- ・食物アレルギーや宗教上の理由による代替食は用意せず、喫食できない献立の日は、家庭からの弁当の持参を依頼。
- ・箸やスプーンなどの食具は、家庭からの持参を依頼。
- ・事業に必要な経費は全額、市が負担。事業の終了後、生徒・保護者を対象にアンケート調査を依頼。

ウ 実施食数

円蔵中学校	
24日（月）	386食
25日（火）	386食
26日（水）	386食
27日（木）	397食
28日（金）	396食
合計	1,951食

萩園中学校	
14日（月）	466食
15日（火）	466食
16日（水）	466食
17日（木）	466食
18日（金）	466食
合計	2,330食

総食数 4,281食

※食数には視察者の食数や予備食を含む。

(2) アンケート調査等による実施結果の検証

ア 給食の提供量について

- ・男女による量の感じ方、放課後の主な活動（部活動）による量の感じ方に違いがみ

¹ モデル事業報告書は、茅ヶ崎市ホームページで公表しています。

https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/036/727/report.pdf



られた。

- ・量が多いと感じた生徒に対しては、残すことを負担と感ぜないような声かけ等を行うことが重要。
- ・量が少ないと感じる生徒には、モデル事業でも対応したように、主食のおかわり食をクラスに対し一定数確保することにより対応していくことが望ましい。

イ 喫食時間について

- ・モデル事業では、生徒が担う配膳係を固定し、配膳に慣れることで一定程度の時間短縮が見られた。
- ・配膳に慣れることで、一定の時間短縮は見込まれるものの、十分な喫食時間を確保するため、日課の変更等も併せて考えていくことが必要。

ウ 保護者の意見等について

- ・モデル事業においては食材費として近隣他市の相場と同程度である牛乳代を含めて330円で実施し、84%の保護者が金額について妥当であると回答しており、給食の内容と負担額のバランスが取れているものと推察。
- ・利用頻度については、73%の保護者が毎日利用したい、17%の保護者が週に2・3回程度利用したいと回答し、中学校給食を待ち望む保護者が多いと認識。
- ・中学校給食で特に力を入れてほしいことについて、毎日の栄養バランスや、味やおいしさといった、給食そのものに対する意見が多く寄せられる。
- ・さらに、衛生面を考慮した調理や、地産地消など食材の安全性を求める意見も多く寄せられる。

エ 献立について

- ・円蔵中学校・萩園中学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「モデル事業に対する全体的な満足度について」、74%の生徒より「満足・やや満足」と回答を得ることができ、「ふつう」と回答した生徒と合わせると92%となり、概ね好評のうちに事業を実施。
- ・生徒にとっては「食べたい」、保護者にとっては「食べさせたい」と思うような給食を目指し、今後も魅力ある献立づくりの研究が必要。

オ 配膳室の整備について

- ・配膳室での混雑を避け、階段や廊下等での交差が発生しないよう、生徒が教室と配膳室の間を手運びする校内動線を一方通行で確保することが配膳時間を短縮させていくには重要。
- ・配膳室の入口部分での滞留を避けるため、扉の間口を広く取るような工夫が不可欠。
- ・中学校給食の実施にあたっては、配膳・下膳に際し多くの工程が伴うことから、生徒・教職員の理解・協力が不可欠であり、学校現場でのオペレーションが円滑になるような仕組みづくりを進めていくことが必要。

4 学校給食衛生管理基準の概要（平成 21 年 4 月 1 日付け文部科学省スポーツ・青少年局長通知「学校給食衛生管理基準の施行について²」の抜粋）

第 1 総則

学校給食法の趣旨を踏まえた学校給食を実施する教育委員会等の責務を定めたこと。

第 2 学校給食施設及び設備の整備及び管理に係る衛生管理基準

学校給食施設、学校給食設備並びに学校給食施設及び設備の衛生管理に関する基準を定めたこと。また、当該基準について定期的に検査を行うこととしたこと。

第 3 調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準

献立作成、学校給食用食品の購入、食品の検収・保管等、調理過程、配送及び配食並びに検食及び保存食等に関する基準を定めたこと。また、当該基準について定期的に検査を行うこととしたこと。

第 4 衛生管理体制に係る衛生管理基準

衛生管理体制、学校給食従事者の衛生管理、学校給食従事者の健康管理及び食中毒の集団発生の際の措置に関する基準を定めたこと。また、食中毒の集団発生の際の措置を除き当該基準について定期的に検査を行うこととしたこと。

第 5 日常及び臨時の衛生検査

日常及び臨時の衛生検査を行うべき項目等を定めたこと。

第 6 雑則

記録の保存期限等を定めたこと。

※ 学校給食衛生管理基準に加えて、大量調理施設（同一メニューを 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上を提供する調理施設）は、大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 29 年 6 月 16 日付け生食発 0616 第 1 号別添³）に基づき、衛生管理体制の確立等を行う必要があります。

² https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1283821.htm 参照



³ <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000168026.pdf> 参照



5 関係法令等の抜粋

(1) 学校給食法（昭和29年法律第160号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実に及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

（学校給食の目標）

第二条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

（義務教育諸学校の設置者の任務）

第四条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

（国及び地方公共団体の任務）

第五条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならない。

（学校給食実施基準）

第八条 文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項（次条第一項に規定する事項を除く。）について維持されることが望ましい基準（次項において「学校給食実施基準」という。）を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。

（経費の負担）

第十一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

(2) 学校給食実施基準（平成21年文部科学省告示第61号）

（学校給食の実施の対象）

第一条 学校給食（学校給食法第三条第一項に規定する「学校給食」をいう。以下同じ。）は、これを実施する学校においては、当該学校に在学するすべての児童又は生徒に対し実施されるものとする。

（学校給食の実施回数等）

第二条 学校給食は、年間を通じ、原則として毎週五回、授業日の昼食時に実施されるものとする。

（児童生徒の個別の健康状態への配慮）

第三条 学校給食の実施に当たっては、児童又は生徒の個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に配慮するものとする。

（学校給食に供する食物の栄養内容）

第四条 学校給食に供する食物の栄養内容の基準は、別表に掲げる児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準とする。

別表（第四条関係）

児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準

区分	基準値			
	児童(6歳～7歳)の場合	児童(8歳～9歳)の場合	児童(10歳～11歳)の場合	生徒(12歳～14歳)の場合
エネルギー(kcal)	530	650	780	830
たんぱく質(%)	学校給食による摂取エネルギー全体の13%～20%			
脂質(%)	学校給食による摂取エネルギー全体の20%～30%			
ナトリウム(食塩相当量)(g)	1.5未満	2未満	2未満	2.5未満
カルシウム(mg)	290	350	360	450
マグネシウム(mg)	40	50	70	120
鉄(mg)	2	3	3.5	4.5
ビタミンA(μ gRAE)	160	200	240	300
ビタミンB ₁ (mg)	0.3	0.4	0.5	0.5

ビタミン B ₂ (mg)	0.4	0.4	0.5	0.6
ビタミン C(mg)	20	25	30	35
食物繊維(g)	4 以上	4.5 以上	5 以上	7 以上

(注)

- 1 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについても示した摂取について配慮すること。
亜鉛……児童(6歳～7歳)2mg、児童(8歳～9歳)2mg、児童(10歳～11歳)2mg、生徒(12歳～14歳)3mg
- 2 この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。
- 3 献立の作成に当たっては、多様な食品を適切に組み合わせるよう配慮すること。

(3) 食育基本法（平成17年法律第63号）

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割）

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教

育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 略

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。